



# 山形県公報

平成26年4月16日(水)

号 外 (17)

## 目 次

### 規 則

○山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) … 1

### 告 示

○政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱の改正について……………( 同 ) … 2

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

○山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程…………… 6

### 公 告

○平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告……………(会 計 局) …同

## 規 則

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第42号

#### 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の一部を改正する規則

山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

(2) 資格者名簿への登載に関する文書を入手する方法

第2条中第4項を第5項とし、同条第3項中「一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)」を「競争入札」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 契約担当者は、前項の審査により一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を有しないと認められた者から請求があったときは、当該資格を有しないと認められた理由を、当該請求を行った者に、書面により通知しなければならない。

第3条第1項中「については」を「(最初の契約に係る入札の公告において、最初の契約以外の契約に係る入札の公告を当該契約に係る入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を示した場合における最初の契約以外の契約に係る一般競争入札に限る。)については」に改め、同項中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 財務規則第125条第1項から第3項までの規定による書類を提出する時期及び場所

第4条第2項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第7条第1号中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第9号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と競争入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により入札の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則の規定は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

## 告 示

### 山形県告示第401号

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）第20条及び政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定第18条の規定により、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めるため、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように改めた。

平成26年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 政府調達に係る苦情の処理手続

#### 1 山形県政府調達苦情検討委員会

- (1) 山形県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の処理に参加することができない。

#### 2 苦情の申立て

- (1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

供給者が、協定等の違反があると考えられる場合には、まず、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。

- (2) 供給者が、協定等の違反があると考え、関係調達機関に対し協議を行いたい旨を申し出た場合にあっては、当該関係調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

#### 3 期間

- (1) この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) この処理手続において、「作業日」とは、県の休日（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) この処理手続において、期間の初日は、算入しない。
- (4) この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

#### 4 参加者

- (1) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有するすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあった場合、関係調達機関は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を有する供給者であって当該苦情処理手続への参加を希望するものは、5の(7)による公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。この場合において、当該供給者であって通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。
- (4) (3)による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

#### 5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (2) 委員会は、苦情の申立てがあったときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
- (3) 委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (4) 委員会は、苦情の申立てがあったときは、原則として、申立て後10作業日以内に当該申立てを受理するかどうかを決定するものとする。
- (5) 委員会は、当該申立てが次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下するものとする。ただし、イに該当する場合で、期限を過ぎて苦情の申立てが行われたことに正当な理由があると認めるときは、当該申立てを受理することができる。
  - イ (1)に定める期限を過ぎて苦情の申立てが行われた場合
  - ロ 苦情の申立てが協定等と無関係な場合
  - ハ 苦情の申立ての内容が軽微又は無意味なものである場合
  - ニ 供給者からの申立てでない場合
  - ホ その他委員会で検討することが適当でない場合
- (6) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、書面により理由を付して却下すべき旨を申し出ることができる。
- (7) 委員会は、苦情の申立てを受理したときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対し、その旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- (8) 契約締結又は契約執行の停止
  - イ 委員会は、原則として、契約締結前の段階での苦情の申立てについては、関係調達機関に対し、苦情の処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12作業日以内に速やかに文書で行う。
  - ロ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情の申立てについては、関係調達機関に対し、苦情の処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
  - ハ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合は、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
  - ニ 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合は、これに従わなければならない。
  - ホ ニの場合において、関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知しなければならない。
  - ヘ 委員会は、ホの通知があった後、直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
  - ト ホの通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書で通知しなければならない。
- (9) 検討
  - イ 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
  - ロ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、イに定める説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
  - ハ 委員会は、イに定める説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
  - ニ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
  - ホ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
  - ヘ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。ただし、この承認は、いつでも取り消すことができる。

- ト 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- チ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- リ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。ただし、この承認は、いつでも取り消すことができる。
- ヌ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴することが適当でないとは判断する場合は、この限りでない。
- ル 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
- ロ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会における自らの意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。
- ワ ワの場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
- カ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- コ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見を持つ技術者等の意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。
- (10) (1)による苦情の申立ては、いつでも取り下げることができる。
- (11) 関係調達機関の報告書
- イ 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し次に掲げる事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
- (イ) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
- (ロ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (ハ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的な事項又は情報
- ロ 委員会は、イの報告書を受領したときは、直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、委員会に当該報告書に対する意見書又は当該報告書に基づき苦情の検討を行うことを希望する旨の要望書を、当該写しを受領した後7日以内に、提出する機会を与えるものとする。
- ハ 委員会は、苦情申立人及び参加者からロの意見書又は要望書を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
- ニ 委員会は、調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。
- 6 検討の結果及び提案
- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日（公共事業に係る苦情の申立てにあつては、50日）以内に、検討の結果を取りまとめた報告書を作成する。この場合において、委員会は、当該報告書において、検討の結果に関する説明を行うとともに、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び調達の手続が協定等の規定に違反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。
- (2) 委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合は、次に掲げる事項の1又は2以上を含む適切な是正策を提案するため、検討の結果を取りまとめた報告書とともに提案書を作成する。
- イ 新たに調達手続を行うこと。
- ロ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。
- ハ 調達を再審査すること。
- ニ 他の供給者を契約締結者とする事。
- ホ 契約を破棄すること。
- (3) 委員会は、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成するに当たっては、調達の手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、提案が関係調達機関に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響等当該調達に関する状況を考慮するものとする。

- (4) 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。
- (5) 委員会は、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成したときは、直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付するものとする。
- (6) 関係調達機関は、原則として、委員会の提案に従うものとする。
- (7) 関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、60日）以内に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (8) 委員会は、検討の結果の報告及び提案に関する外部からの照会に応じる。
- (9) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法令に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報する。

#### 7 迅速処理

- (1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
- (2) 委員会は、迅速処理の要請を受領したときは、直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対し、その決定の結果及びその理由を通知する。
- (3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。
  - イ 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5の(11)に定める報告書を委員会に提出する。
  - ロ 委員会は、イの報告書を受領したときは、直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、委員会に当該報告書に対する意見書又は当該報告書に基づき苦情の検討を行うことを希望する旨の要望書を、当該写しを受領した後5日以内に、提出する機会を与えるものとする。
  - ハ 委員会は、苦情申立人及び参加者からロの意見書又は要望書を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付するものとする。
  - ニ 委員会は、苦情が申し立てられた後45日（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てにあっては、25日）以内に、検討の結果を取りまとめた報告書及び提案書を作成する。

#### 8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

#### 9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から3年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

#### 山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱

##### (目的)

第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）により改正された政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月1日付け知事決定）に基づき、公平で、かつ、独立した立場から検討し、当該苦情に係る調達を行った機関への提案等を行うため、山形県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (委員会の構成等)

第2条 委員会の定数は、5人とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札、契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

##### (守秘義務)

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の議決）

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事録）

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、会計局会計課が処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第7号

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月16日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

#### 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第3項」を「同条第4項」に、「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「第4条第3項中」を「同項第8号中「財務規則第125条第1項から第3項まで」とあるのは「財務規則第135条第1項から第3項まで」と、第4条第3項中」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成26年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成27年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成26年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 調達する物品等及び特定役務の種類

##### (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、

厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

## (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ロ 印鑑証明書
- ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあっては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあっては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。）
- ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）
- ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）
- ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）
- ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）
- チ 契約履行実績一覧表
- リ 営業許可・認可証等の写し
- ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）
- ル 暴力団排除に関する誓約書

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成27年3月31日までとする。

### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

平成26年4月16日印刷  
平成26年4月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056